

第39号議案

島根県産業技術センター条例の一部を改正する条例

第1条 島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条 島根県産業技術センター条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「9,810円」を「9,990円」に改める。

別表第1号中「580円」を「590円」に改め、同表第2号中「3,480円」を「3,540円」に改め、同表第3号中「14,720円」を「14,990円」に改め、同表第4号中「33,880円」を「34,500円」に改め、同表第5号中「18,750円」を「19,090円」に改め、同表第6号中「131,060円」を「133,490円」に改め、同表第7号中「6,590円」を「6,710円」に改め、同表第8号中「4,500円」を「4,580円」に改め、同表第12号中「18,560円」を「18,900円」に改め、同表第13号中「8,240円」を「8,390円」に改め、同表第15号中「1,350円」を「1,370円」に、「620円」を「630円」に改め、同表第16号中「5,220円」を「5,320円」に改め、同表第17号中「800円」を「820円」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成31年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。